

地域における 支え合い活動について

流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室
04-7150-6079（課直通）

地域支え合い活動 - 孤立死防止と災害への備え-

ニーズ・情報を共有 -日常からの関係づくり-

対象となる方

- ① 75歳以上のみ世帯の方
- ② 障害等級をお持ちの方
要介護認定を受けた方
- ③ 登録を希望する方

同意により名簿登録

本人の連絡先・災害時の配慮事項等
※緊急時の連絡先（市でのみ保管）

流山市

対象要件に該当された方には、流山市から登録希望の調査票を送付しています。

※登録を希望する方の隨時申出も可能です。（社会福祉課04-7150-6079まで）

自治会等

お住まいの地域の活動主体

日常からの地域支え合い活動

声かけ、見守り、サロン活動
防災訓練、ちょっとしたお手伝い

災害発生時の地域支え合い活動

情報伝達・避難支援・安否確認
避難所での支援活動

関係機関

民生委員・児童委員
消防・警察・社会福祉協議会
地域包括支援センター等

支え合い名簿の登載要件・本人同意の確認方法

情報を地域内で共有することに、【同意された方】・【拒否をしていない方】です。

名簿登載の要件	本人同意の確認方法
① <u>75歳以上の世帯に属する方</u> で、名簿登載に対して不同意の 申出がない方【逆手上げ方式】	新規該当者に 毎年2月ごろ 意向確認
② <u>身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、 療育手帳A等、要介護3以上の方</u> で、名簿登載に同意の申出があった方 【同意方式】	
③ <u>その他支援を必要とする方</u> で、名簿登載の申出があった方 【手上げ方式】 ※自治会や民生委員・児童委員を通じた案内・申出など	随時受付

地域支え合い活動 - 登録者数の現状 -

(1) 平成31年4月1日現在の人口

地域区分	全世代	(内訳) 65歳以上		(内訳) 75歳以上	
		人数	人口比率%	人数	人口比率%
北部	37,658	12,272	32.6	6,079	16.1
中部	49,139	10,136	20.6	5,022	10.2
南部	66,007	12,503	18.9	5,808	8.8
東部	38,988	10,500	26.9	5,451	14.0
市全体	191,792	45,411	23.7	22,360	11.7

(2) 支え合い活動名簿の登載者数

地域区分	名簿登載者 (A)	(内訳)		
		①	②	③
北部	2,888	2,663	181	44
中部	2,569	2,313	212	44
南部	2,923	2,586	251	86
東部	2,677	2,357	167	153
市全体	11,057	9,919	811	327

名簿の登載要件

- ① 75歳以上の世帯
- ② 一定以上の障害等級
要介護認定を持つ方
- ③ 登録を希望する方



支え合い・見守りが必要となりやすい方

ひとり暮らしで高齢者の方

- 身体機能の低下や痛み、疾病などにより、外に出ることが面倒、苦痛に感じる
- ひとり暮らしでは、人と関わることが少ない
- 男性は、女性と比較して、近所付き合いをしてこなかった方も多い

同居者が居ても孤立する危険が

- 夫婦どちらかが介護が必要となった高齢者のみ夫婦
- 高齢者の親と障害のある子ども
- 家族と同居していても、日中独居になる方

認知症の方

- 症状により、人とのコミュニケーションや物事の理解をすることが難しい
- 誰にも相談できずにまた、認知症の方の介護の負担を抱え込んでいる家族

ネグレクト・セルフネグレクト

- 「ネグレクト」…介護が必要な方と同居する家族が必要な支援を放棄・放任
- 「セルフネグレクト」…一人暮らし高齢者等の自分で心身の安全や健康を損なう行為

支え合いのかたち～地域ぐるみで連携～

緩やかな見守り	地域による見守り	専門的な見守り
<p>日々の生活や業務の中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「それとなく注意を払う」 ● 「さりげなく様子を見る」 ● 仲間と集う ● サークルやボランティア活動 	<p>見守りが必要な方に対して (支え合い活動名簿を活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な安否確認・声かけ ● 防犯パトロール時の見守り ■ 災害時の避難支援・安否確認 <p>異変に気づいた時は専門機関・緊急対応につなげる</p>	<p>本人・家族からの相談・申請 地域からの通報・相談を受けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難事例の対応（家族による虐待・認知症など） ● 医療や介護保険サービス、福祉の制度へつなげる ■ 災害時の応急対応・適切な支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所・友人 ● 敬老会・ふれあいの家 ● 地域見守りネットワーク・SOSネットワーク (民間事業者との協定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員 ● 地区社会福祉協議会 <p>自治会・自主防災組織</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所 ● 警察・消防（緊急時） <p>介護支援専門員</p> <p>相談支援専門員</p>

地域支え合い活動 - 各地域での活動事例 -

日頃の自治会活動の中で

- 手渡しで回覧板を回す
- 自治会の広報紙を手渡しで配付する
- 防犯パトロール時の外部からの見守り

サロン・敬老会・健康教室

- 仲間づくり・多世代交流の推進
- 高齢者ふれあいの家による交流の場づくり
- ながいき100歳体操（市から講師派遣）

気づき・さりげない見守りの輪

- 認知症サポーター養成講座の活用
- どこでもとーくながれやまの活用
- 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、警察、消防等との連携

災害への備え

- 支援情報の登録
- 避難訓練
- 支え合いマップの作成



これまでってきた活動や、無理なく手近に取り組めることから！！

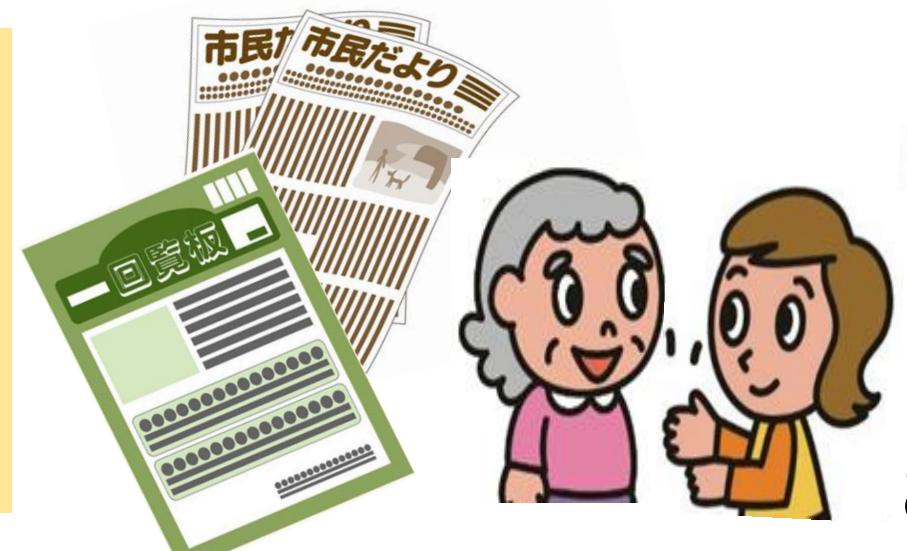
日頃の自治会活動の中で



気づき・さりげない見守りの輪



- 何気ない普段の見守りから異変に素早く気付く
- 出前講座等を利用して活動を知ってもらう
- 活動を通して見守る人も健康に
- 高齢者だけでなく、地域・子供の安全も守る



サロン・敬老会・健康教室

- 地域イベント・行事の担い手
- 趣味サークルの集まり
- 仲間づくり・多世代交流の推進
- 高齢者ふれあいの家による交流の場づくり
- 認知症サポーター養成講座の活用
- 簡単に取り組むことができる体操・運動
- ながいき100歳体操（市から講師派遣）
筋力低下を防ぐ体操。誰でも簡単に取り組めます。



いつまでも健康な暮らしが一番

災害への備え -熊本地震での活用-



- 支え合い活動対象者名簿は、災害対策基本法に基づき作成が義務付けられているものです。
- 熊本地震は、直下型で津波が発生していないため避難行動時の活用機会は少なかった一方多くの自治体で安否確認に活用されています。

熊本県内市町村の活用内容

- ・避難行動時の支援
【名簿を活用した25団体中3団体】
- ・安否確認
【名簿を活用した25団体中24団体】
- ・その他
(例) 避難所の避難者が要配慮者かどうかの確認に活用

など



大規模災害時の活用

- ・自治会の情報と連携することで早期の安否確認、支援
- ・自衛隊、消防、警察の支援、ボランティア等とのマッチング
- ・一般の避難所での生活が難しい要配慮者の早期把握と福祉避難所への誘導

異変の発見・気付きのチェックポイント

- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 電灯がついたまま、消えたままになっている。
- 長い間、顔を見掛けない。
- 暴言を吐くなど、性格が変わった。
- 異臭がする。
- 雨戸が閉まったままになっている。
- 最近知らない人が出入りしている。
- 庭が荒れている。
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる。
- 今まで挨拶していたのにしなくなった。
- 地域の集まりにいつも来てる人が来なくなった。
- 家に閉じこもって、ほとんど外に出てこない。
- 何日も同じ洗濯物が干したままになっている。
- 顔や手足にあざがある、それを話したがらない。
- 髪や服装が乱れている、季節に合わない服を着ている。
- お店で勘定ができない、同じものを大量に購入している。
- 話がかみ合わなくなった、同じ話を何回もするようになった。
- 認知症や寝たきりの家族を抱え、介護者が疲れている様子がある。

異変に気付いたら-チーム・ネットワークで対応-

緊急性は無さそうだが、行政サービスや地域の支援が必要な場合

買い物、食事、洗濯等、日常生活に支障をきたしているように感じられる等、

緊急性は無さそうだが、何らかの支援が必要と思われる場合

- 相談窓口や専門機関への連絡・連携
- 民生委員・児童委員との情報共有、民間サービスの利用等も考えられます。

	主な連絡・相談・通報先	電話番号
流山市役所	社会福祉課 (地域支え合い活動など)	04-7150-6079
	介護支援課 (介護保険制度)	04-7150-6531
	高齢者支援課 (高齢者福祉・介護予防)	04-7150-6080
高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	北部 (東深井・江戸川台小学校区)	04-7155-5366
	北部西 (西深井・新川小学校区)	04-7197-1378
	中部 (常盤松・西初石中学校区)	04-7150-2953
	南部 (南部・南流山中学校区)	04-7159-9981
	東部 (東部・八木中学校区)	04-7148-5665
	※ おおたかの森中学校区は、中部、南部、東部に分かれています。	

※H31.4開設

異変に気付いたら-チーム・ネットワークで対応-

命の危険性・緊急性が高く、すぐに安否確認が必要な場合 (家の中で倒れている/テレビの音が鳴っている・電気がずっと点いているのに応答がない)

- 家族等への連絡（所在や普段の様子を確認）※家への立入りには、原則家族等の了承が必要です
- **救急車の要請（119番）、警察への通報（110番）**
- 家族の連絡先が分からぬ・連絡がつかない場合
市役所（緊急連絡先を保管）、高齢者なんでも相談室等の関係機関へ連絡

土曜・休日・夜間に、命に関わる緊急事態が発生した場合

- 緊急連絡先は市役所の各部署で保管しています。
(社会福祉課・防災危機管理課・消防本部)
- **消防本部は24時間対応しています。**
- 119番の要請があった場合、必要に応じて、
緊急連絡先の家族等に連絡します。



緊急時には、119番、110番

異変に気付いたら-チーム・ネットワークで対応-

ここ数日、姿が見えない・雨戸が閉じたまま等、安否が気になる場合
(郵便物や配達の牛乳が溜まっているが…もしかしたら入院している・外出しているかもしれない)

- 家族等への連絡（所在や普段の様子を確認） **※家への立入りには、原則家族等の了承が必要です**



- 家族の連絡先が分からず・連絡がつかない場合
市役所（緊急連絡先を保管）、高齢者なんでも相談室等の関係機関へ連絡

地域で緊急連絡先が分からない時は…【市が確認できる情報】

社会福祉課	・地域支え合い活動に登録されている緊急連絡先（不同意者含む） ・地域で見守り活動を行う方（自治会関係者・民生委員）への確認
介護支援課	・担当ケアマネジャーや介護保険制度・介護サービスの利用状況
高齢者支援課	・高齢者なんでも相談室の相談履歴・高齢者福祉サービスの利用状況
障害者支援課	・障害者手帳の情報や障害福祉サービスの利用状況
保険年金課	・医療機関の受診履歴



**最終的に
警察・消防へ連絡**

もしもの時に備えて-救急情報カードの活用-

緊急時・災害時のスムーズな安否確認のために

- 外出時に常時携帯する
- 冷蔵庫に保管する(扉に貼る・庫内に保管)

- ・緊急連絡先
- ・健康状態（医療・服薬・生活状況）
- ・**地域の支援者（向こう3軒両隣）**
- ・災害時の配慮事項

内容に変更があつた際は更新を

信頼できる方に緊急連絡先を事前に提供

市役所(社会福祉課)、親しいご近所の方、友人、ケアマネジャー、地域で見守りをしている自治会関係者・民生委員など

※提供は任意です

記入日 年月日			
救急情報カード			
～急病・災害時における救急隊員や地域の支援者への情報提供カードです～			
本人の情報	フリガナ	性別	男・女
	氏名	血液型	A・B・O・AB
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
	住所	流山市	
	電話番号 メールアドレス	携帯電話番号 FAX番号	
緊急時の連絡先	フリガナ	本人との関係	本人から見て
	氏名		
	住所		
	電話番号	携帯電話番号	
	フリガナ	本人との関係	本人から見て
	氏名		
住所			
電話番号	携帯電話番号		
医療に関する情報			
治療中及び過去の病名		手術歴	かかりつけ病院・医師
過去・現在		年 月 嘄	病院 先生
過去・現在		年 月 嘄	病院 先生
アレルギー対応		無・有()	
※自宅での保存の際は、「お薬手帳」のコピーを備えてください。			
ご近所・支援機関等（普段親しくしている・支援を受けている等）			
名前・事業所名（担当者）		関係性	電話番号
		ご近所・事業所・その他	
		ご近所・事業所・その他	
伝えたいこと（災害時の配慮事項・特別な医療行為など）			
		担当 民生委員・児童委員	
		該当 自治会	
病歴・お薬・緊急時の連絡先等の大事な情報は、定期的な更新を			
(問い合わせ・市役所への提供先) 流山市役所 社会福祉課 電話: 04-7150-6079 (直通) FAX: 04-7158-2727 Mail:hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp			

個人情報の取り扱い・保護と活用のバランス

①個人情報の取得・利用に関するルール

利用目的を特定し、目的外利用はしない。
利用目的を本人に明らかにし、適正に取得する。

②第三者提供の制限に関するルール

決められた場合以外には、第三者に提供しない。

③適正・安全な管理に関するルール

正確かつ最新な内容に保つよう努める。
漏えい・紛失を防ぎ、安全に管理する。

目的外利用・第三者提供が可能な場合

本人の同意がある場合

- 目的外利用・第三者提供に、本人が同意がしたとき。

法令に基づく場合

- 警察等の捜査
- 高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待の通報

生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合

- 急病等により、救急（119番）や警察（110番）へ通報、病院に血液型を伝えるなど。

公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のため、特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合

- 感染症予防のための調査に応じるなど。
- 児童虐待に関する情報を支援関係者で共有する。